

資 料

1. 朝倉市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表
(令和元年10月施行版) . . . P 1
2. 「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)平成30年
3月30日厚生労働省事務連絡」(抜粋) . . . P 3
3. 従前相当通所サービスの利用が必要な理由書(様式)
. . . P 4
4. 通所型サービスCの流れ
. . . P 5
5. 朝倉市の介護予防・日常生活支援総合事業(略称:総合事業)のご案内
. . . P 6

朝倉市介護予防・日常生活支援総合事業費
 単位数サービスコード表
 (令和元年10月施行版)

令和元年10月

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

【色分けルール】
 ・水色 → 新設
 ・黄色 → 変更

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,172	1月につき
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	1,172 単位	1,055	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	39 単位	35	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,342	1月につき
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	2,342 単位	2,108	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77 単位	69	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,715	1月につき
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	3,715 単位	3,344	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122 単位	110	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	267	1回につき
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	※1月の中で全部で4回まで 267 単位	240	
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	271	
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	※1月の中で全部で6回から8回まで 271 単位	244	
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	286	
A2 2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	※1月の中で全部で9回から12回まで 286 単位	257	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス(独自)短時間サービス 事業対象者・要支援1・2(20分未満)	166	
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一	※1月につき22回まで 166 単位	149	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位数加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位数加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位数加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000	

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類 項目						
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	1,655	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス1日割			54 単位	54	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,393 単位	3,393	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス2日割			112 単位	112	1日につき
A6 1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位	380	1回につき
A6 1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位	391	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算		ト 事業所評価加算		120 単位加算	120
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1 2		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援2	144 単位加算	144
A6 6101	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48
A6 6102	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2 2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援2	96 単位加算	96
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	48 単位加算	48
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	200	
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100	
A6 6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)		5 単位加算	5	1回につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I		ヲ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類 項目							
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超			112 単位		78	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位		266	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位		274	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類 項目							
A6 9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス2日割・人欠			112 単位		78	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位		266	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位		274	

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類 項目						
AF 2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	431 単位	431	1月につき
AF 4001	介護予防ケア初回加算A	ロ 初回加算		300 単位加算	300	
AF 6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算A	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300 単位加算	300	

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
 - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間: 月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。
 月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

従前相当通所サービスの利用が必要な理由書

記入日： 年 月 日

事業所：

記入者：

住所		氏名	
区分	要支援1 ・ 要支援2	保険者番号	
生年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和	年 月 日	年齢 歳

【従前相当通所サービスが適切と思われる理由】 該当するものに○をつけて下さい。

- ① 認知症や精神疾患があり、社会参加が難しい場合(主治医意見書等により確認)
- ② 心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活に支障がある場合
- ③ 社会参加が難しく、社会と断絶しているなどにより専門的な支援を必要とする場合
- ④ 要支援高齢者のうち特定疾病に該当する場合(主治医意見書等により確認)
 - 1. がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
 - 2. 関節リウマチ
 - 3. 筋萎縮性側索硬化症
 - 4. 後縦靭帯骨化症
 - 5. 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 6. 初老期における認知症
 - 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
【パーキンソン病関連疾患】
 - 8. 脊髄小脳変性症
 - 9. 脊柱管狭窄症
 - 10. 早老症
 - 11. 多系統萎縮症
 - 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 13. 脳血管疾患
 - 14. 閉塞性動脈硬化症
 - 15. 慢性閉塞性肺疾患
 - 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※ 状況が分かる資料を添付してください。
(添付例：主治医意見書、実態把握票、その他状況が分かるもの など)

項目	委託ケアマネジャー		通所型サービスC実施業者との連携	地域包括支援センターとの連携
	流れ	作成書類		
相談				
1 利用決定	包括から連絡	経過記録 スポット訪問日程調整 (利用者及びサービス事業者) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する同意書	スポット訪問日程調整	実態把握、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書提出、基本チェックリスト
2 スポット訪問	本人同意書 事前アセスメント・初回利用日 (入学式) の決定	個人情報の取り扱に関する同意書 利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、(生活機能評価表)、経過記録	スポット訪問記録 (PT) の作成	
3 ケアプラン作成	ケアプラン作成	利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、(生活機能評価表)、利用票		
4 プランチェック	介護予防サービス・支援計画書の確認印部分に包括の印をもらう			ケアプランチェックの実施
5 個別ケア会議	所管包括の個別ケア会議に出席 ・ケアプラン作成の意図を知らせる ・地域の現状をきき、活動の場を検討する ※プランチェックと同時に可能	利用者基本情報、基本チェックリスト、ケアプラン、処方箋 (包括が準備)		個別ケア会議において助言等を行う
6 体験利用開始	※初回利用日 (入学式) までの利用は体験利用として実施		体験利用の受け入れ	
7 初回利用日 (入学式当日) 担当者会議	(利用者へ) ケアプランの説明→本人の同意→ケアプランに署名→プランと利用票の配布 (事業所へ) 利用者基本情報・基本チェックリスト・ケアプラン・利用票の配布	サービス担当者会議の要点、経過記録	担当者会議に参加 (PT)	
8 1ヶ月実績	提供票をもとに利用票へ実績記入して包括へ持参	実績が記入された利用票	提供票を作成し、実績をケアマネ提出	
9 2ヶ月実績	提供票をもとに利用票へ実績記入して包括へ持参	実績が記入された利用票	提供票を作成し、実績をケアマネ提出	
10 3ヶ月実績	提供票をもとに利用票へ実績記入して包括へ持参	実績が記入された利用票	提供票を作成し、実績をケアマネ提出	
11 スポット訪問・担当者会議	事後アセスメント、4カ月経過後 (卒業後) についての協議	基本チェックリスト、(生活機能評価表)、担当者会議の要点、経過記録	スポット訪問記録 (PT) 作成	
12 体力測定結果提出			スポット訪問記録、体力測定結果提出	
13 評価表の作成	事業所からの報告書をもとに評価表の作成、サービス延長か、次のサービス移行か	介護予防支援サービス評価表		
14 市包括の承認	評価表を包括へ提出して承認をもらう	介護予防支援サービス評価表、経過記録、担当者会議の要点		評価について承認
15 サービス移行	2カ月継続が通所B等へ	継続の場合：ケアプラン (延長2カ月のための) 通所B等のサービスへ：つないだサービスの利用申請書等		
16 4カ月目実績 (6カ月目も同様)	提供票をもとに利用票へ実績記入して包括へ持参	実績が記入された利用票		



朝倉市の介護予防・日常生活支援総合事業

(略称：総合事業)のご案内

朝倉市では、住み慣れた地域で、いつまでも健やかに暮らしていただくことを目指して、平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業(略称：総合事業)を行っています。この事業は、65歳以上のすべての方の介護予防を目的としており、一人ひとりの状態に合わせて介護予防や生活支援のサービスが利用できます。

住み慣れた地域で、自分らしく生活するためにも「総合事業」を利用して積極的に介護予防に取り組みましょう。

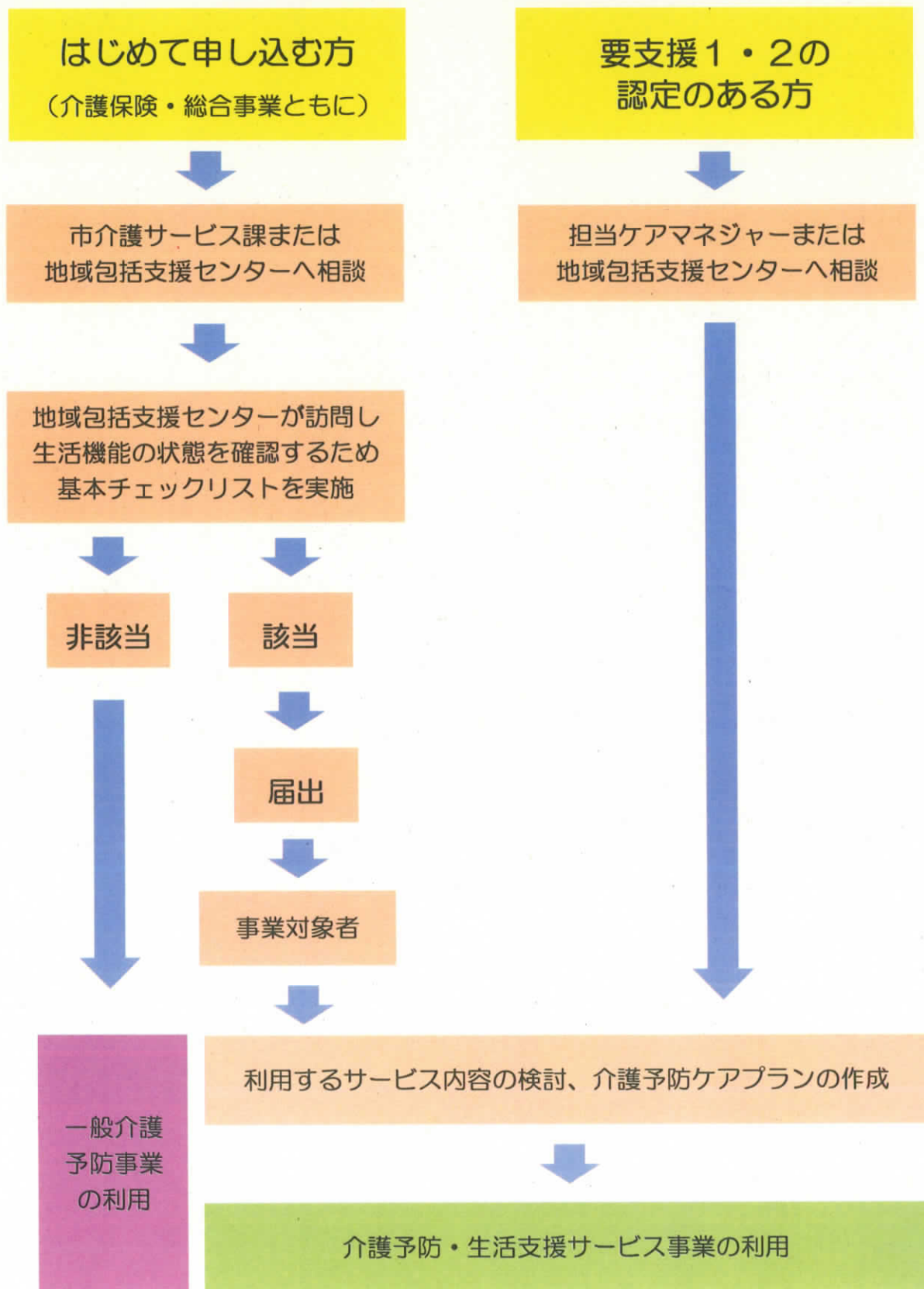
総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は要介護認定において要支援1・2の方が対象になりますが、要介護認定を受けていなくても、基本チェックリストを受け「事業対象者」となれば、サービスを利用することができます。

「一般介護予防事業」は65歳以上のすべての方が利用できます(※一部の事業を除く)。

介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
<ul style="list-style-type: none">・従前相当の訪問型サービス・訪問型サービスA・訪問型サービスC・従前相当の通所型サービス(市が定めた状態像の方)・通所型サービスB・通所型サービスC	<ul style="list-style-type: none">・通所型介護予防普及啓発事業(「いきいき健康クラブ」「生きがいデイサービス」) ※要介護認定されていない方のみ・高齢者筋力トレーニング事業・健康づくりサポート事業・地域ミニデイサービス推進事業(「ふれあい・いきいきサロン」)・ステップ運動・介護予防ポイント事業

利用までの流れ



総合事業のサービス内容

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス

- ① 従前相当分の訪問型サービス（既存のホームヘルプ）
- ② 訪問型サービスA（緩和した基準の訪問型サービス）※詳細は5ページ
…シルバー人材センターの会員が訪問して、身体介護を伴わない生活支援のサービスを提供します。
- ③ 訪問型サービスC（短期集中型の訪問での介護予防事業）
…保健師等が訪問し、3ヶ月間ご自宅で運動等の実践を行います。

・通所型サービス

- ① 従前相当分の通所型サービス（既存のデイサービス）
※介護予防ケアマネジメントにより必要と認められた場合に利用できます。
- ② 通所型サービスB（住民主体の通所型サービス）※詳細は4ページ
…通所型サービスC又は訪問型サービスCを修了された方が通う住民主体型の通所型サービス（週1回）です。
- ③ 通所型サービスC（短期集中型の通所型サービス）※詳細は4ページ
…リハビリテーション専門職（リハ職）等による通所（週1回）と家庭訪問（事業開始前と開始後3か月目）を組み合わせた基本4か月間の生活機能向上プログラムです。リハ職、看護職員、歯科衛生士、管理栄養士等による多職種チームで、ご本人の生活の送り方の維持向上を目指したサービスを提供します。

(2) 一般介護予防事業

- ・通所型介護予防普及啓発事業（「いきいき健康クラブ」「生きがいデイサービス」）
…週1回行う、通所による介護予防型のデイサービスです。
※要介護・支援認定を受けている方は利用できません（介護認定申請中も同様）。
- ・高齢者筋力トレーニング事業・健康づくりサポート事業
…運動機能の維持・向上を目的に行う、トレーニング機器を使用した筋力トレーニング事業です。
- ・地域ミニデイサービス推進事業
…地域の自治公民館等においてレクリエーションや会食などの活動を行う「ふれあい・いきいきサロン」です。詳しくは、市社会福祉協議会へお問い合わせください。
- ・ステップ運動
…ステップリーダーが中心となり各コミュニティセンター等でステップ運動等を行う事業です。詳しくは、市健康課へお問い合わせください。
- ・介護予防ポイント事業
…介護予防教室等への参加や老人福祉施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与する事業です。詳しくは市介護サービス課へお問い合わせください。

<主な介護予防・生活支援サービス事業のご案内>

(1) 通所型サービスC事業 (元気が出る学校)

<開催場所等> 利用料…500円(1回あたり) ※昼食代・入浴料は実費

甘木地域

利用日：毎週木曜日

場 所：卑弥呼ロマンの湯

時 間：10時から14時

期 間：4～6ヶ月

朝倉・杷木地域

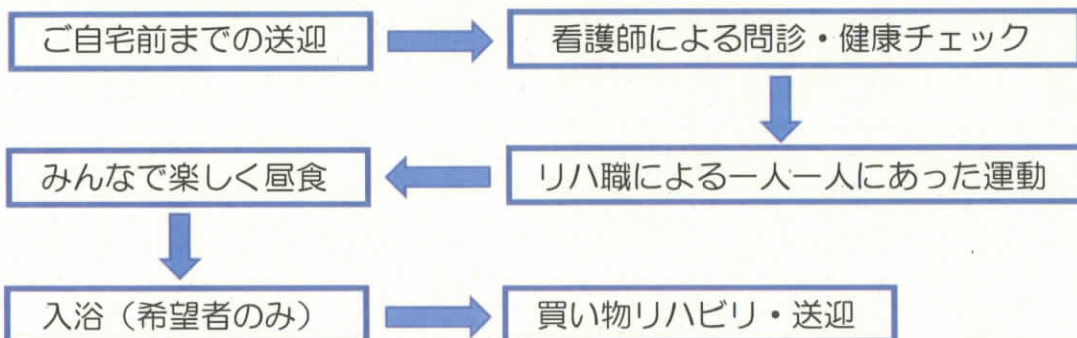
利用日：毎週火曜日

場 所：やぐるま荘(原鶴温泉)

時 間：10時から14時

期 間：4～6ヶ月

<1日の流れ>



ご自宅で出来るだけ自分らしく生活が出来るように、短期集中でリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士等)が関わり、セルフケアをとり入れながら、機能訓練を行います(事前に家庭訪問し、目標設定等を行います)。



(2) 拠点通所型サービスB事業

<開催場所等> 利用料…200円(1回あたり) ※昼食代は実費

甘木地域

利用日：毎週金曜日

場 所：卑弥呼ロマンの湯

時 間：10時から13時

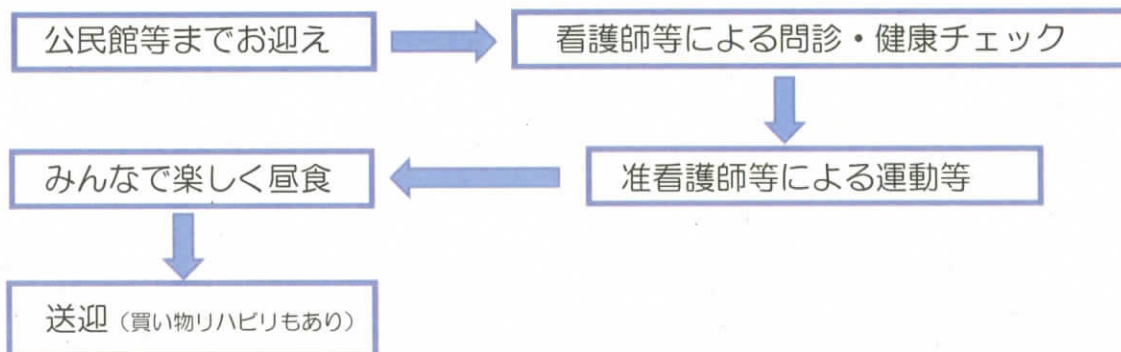
朝倉・杷木地域

利用日：毎週水曜日

場 所：やぐるま荘(原鶴温泉)

時 間：10時から13時

<1日の流れ>



介護予防サポーター(ボランティア)の方と一緒に、楽しく運動等を行いながら介護予防を行います。

(3) 訪問型サービス A 事業（緩和した基準のホームヘルプ）

身体介護を伴わない生活支援サービス（掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理等、一般的な調理等、買い物）を市から委託を請けたシルバー人材センターの会員が行います。利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合のみ利用できます。

利用制限

	利用限度回数
事業対象者	週1回
要支援1	
要支援2	週2回

利用料：1回1時間以内 200円

総合事業に関するお問い合わせ・ご相談は

朝倉市 介護サービス課 高齢者支援係 ☎0946-28-7590
朝倉市 地域包括支援センター
 秋月・甘木地域包括支援センター ☎0946-23-1322
 （担当圏域：秋月・甘木中学校区）
 南陵・十文字地域包括支援センター ☎0946-21-1837
 （担当圏域：南陵・十文字中学校区）
 比良松・杷木地域包括支援センター ☎0946-23-8823
 （担当圏域：比良松・杷木中学校区）

